6～12　（略）

13　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版補足改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第110条　年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の５項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（自動車の騒音防止装置）

第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四・五　（略）

２　（略）

３　自動車に備える消音器は前項第６号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　（略）

二　自動車（使用の過程にある自動車であって、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5ｔを超えるもの（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に限る。以下この号において同じ。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの　次に掲げるいずれかの消音器

イ　（略）

6～12　（略）

13　保安基準第22条の３第５項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。

一　（略）

二　協定規則第16号（同規則第７改訂版の規則2.1.4.に限る。）に定める座席ベルト

三～五　（略）

（年少者用補助乗車装置等）

第110条　年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の５第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

ただし、保安基準第22条の５第１項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の５項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.3.8.に限る。）の規定は適用しないものとする。

一～三　（略）

２・３　（略）

（自動車の騒音防止装置）

第118条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　新たに運行の用に供しようとする自動車は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあっては同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合する構造であること。

四・五　（略）

２　（略）

３　自動車に備える消音器は前項第６号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　（略）

二　自動車（使用の過程にある自動車であって、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5トンを超えるもの（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に限る。以下この号において同じ。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの　次に掲げるいずれかの消音器

イ　（略）